# 昭和書体 永年使用ライセンス許諾について

フォントの使用方法は日々変化しています。

従って許諾範囲も伴って変化いたしますことを最初に申し述べておきます。

ご購入いただいた製品のパッケージや DL ファイル、ウェブサイト等において、それぞれ使用許諾契約書の記述が 異なる場合がございますが、実質的なユーザーの義務を変更するものではございません。

ウェブサイトには常に最新の使用許諾契約書を掲載しておりますので、製品ご使用の際にご参照ください。

昭和書体の販売は、お客様と書体(フォント)のライセンス(使用許諾)契約を意味するもので、書体(フォント)そのものを売り渡すものではありません。

ライセンス契約につきましては、下記のエンドユーザー・ライセンス契約条項をご覧ください。

※オークション等で転売されているお客様がいます。

転売、ライセンスの譲渡は規約違反となりますのでご注意ください。

# 一般的な商用利用可

- 1:広告、カタログ、チラシ、DM、POP等の紙媒体印刷物
- 2: 商品パッケージ、商品ラベルなどでのデザイン
- 3:看板(電飾含む)、のぼり等の屋外広告
- 4:ホームページ、Web バナー等の画像の一部に使用
- 5:ロゴの作成※1
- 6:Tシャツ(衣料品)等への使用
- 7:映画、テレビ番組、CM、ビデオ、DVD など映像作品でのご利用
- 8:プロモーションビデオ、CF 等の映像媒体
- 9:ゲームソフトでのご利用 ※2
- 10:その他、画像化して配布するコンテンツでのご利用
- 11:パチンコ、パチスロ等でのご利用※2
- ※1 ロゴは商標登録OKですがフォントのタイプフェイスおよびプログラムの独占使用はできません。
- ※2 タイトル、クレジット、メニューなどの画像データを作成し使用するのはOKですがフォントの組み込みやフォントの代替として機能するようなものを搭載することはできません。
- ※ サーバー上にフォントを設置して使用する Web フォント(クラウドフォント)に使用することはできません。

※昭和書体を使って作成したものを第3者へ納品する場合の注意事項

昭和書体は1ライセンス/1PC となっております。書体(フォント)の貸し出しはできません。

納品先に書体がなくフォントをアウトライン化して納品される場合、その納品目的以外の転用はできません。

アウトライン化した字形を抜き出して他に使用されませんよう一言添えてください。

また、合わせて使用した書体は昭和書体であることもお伝えください。

# 書体名について

昭和書体の書体をご利用の際、書体名を変更して表示したり、専属書家が直筆で書いたように表示されますと多くの混乱をまねきますのでオリジナルの書体名をつけたりされないようにお願いいたします。表示の際は弊社に記載の書体名を正しく表示してください。

弊社商品をご利用頂いたユーザーの皆様の使用実績(画像等を含む)、並びにご意見ご感想を弊社のブログ(弊社サイト・ツイッター・フェイスブック等を含む)で紹介させていただくことがあります。

営業上の理由等で紹介されないことを希望する場合、必ず、製品購入の際に予め弊社にご相談ください。 個別に協議させていただきます。

なお、製品購入後、事後的にご相談をいただいた場合、ご要望に副えないこともありますので、ご注意ください。 またクライアント様からの依頼で弊社商品を用いたデザイン等を納品される場合も同等の承諾が必要である旨お 伝えください。

1PC/1 ライセンスは厳守して頂きますようお願いいたします。

使用するパソコンの台数分のフォント購入をお願いいたします。

## エンドユーザー・ライセンス契約条項

## 1、使用の許諾

本ライセンス契約に同意したエンドユーザー(以下「ライセンス取得者」といいます。)は、次に記載された範囲で本製品を利用する事ができます。

1. ライセンス取得者は、ライセンス取得者が所有、もしくはリース契約またはレンタル契約を受けている1台のデバイスに本製品をインストールしてデバイス及びデバイスに接続された出力装置を用いて、本製品について、ウェート・スタイル・バージョンの異なるものも含め本製品を構成する文字・記号・シンボル等(書体)をもって、事実もしくは思想・感情の表現手段として利用する事ができます。なおライセンス取得

者は1台のコンピュータ内の複数のアプリケーション環境それぞれに本製品のデータを保有するために各アプリケーションごとに本製品をインストールすることが出来ます。

2. ライセンス取得者は、アプリケーションプログラム等を利用して、本製品から文字情報を取り出すことができ、その取り出した文字情報をそのまま、またはこれに基づき改変等の翻案をしたうえで事実もしくは思想・感情の表現手段として利用することができます。

#### 2、デバイスの定義

本ライセンス契約条項における「デバイス」とは、本製品を最初にインストールするコンピュータをいい、インストール時におけるCPUとマザーボードが固有の機器であることを必要とし、この単位をもって1台のデバイスと呼びます。なお、次の場合には、これを1台のデバイスと呼ぶことに差し支えありません。

但し、本項における「OS」は、本製品の使用環境(パッケージに表示してあります)に対応したOSであることを要します。

- 1. 1台のコンピュータに複数のOSがインストールされている場合
- 2. 1台のコンピュータに複数のOSが同時起動している場合
- 3. 1台のコンピュータに複数のCPUが搭載されている場合

## 3、禁止事項

ライセンス取得者は次に例示する行為その他上記の許諾の範囲外の行為は一切してはなりません。

- 1. 第三者に利用(有償・無償を問いません)させる目的で、本製品から文字情報を取り出すこと
- 2. 第三者に利用(有償・無償をといません)させる目的で、本製品から取り出された文字情報を改変等の翻案をする等してフォントその他の二次的成果物もしくはそのデータを製作すること
- 3. 本製品から取り出した文字情報、フォントの代替として機能するあらゆるデータ、これらに改変等の翻案をして製作したフォント等の二次的成果物もしくはこれらのデータを第三者に交付、送信その他の方法により頒布(有償・無償を問いません)すること
- 4. 本製品につき、逆アセンブラ、逆コンパイル、または解読すること
- 5. ネットワークサーバー上にインストールされた本製品をクライアントのコンピュータで使用すること
- 6. 本製品を複数のコンピュータで使用する目的でリムーバブルドライブ(ハードディスクも含む)にインストールすること
- 7. 本ライセンス下でその使用に必要なものを除き、本製品に含まれるものを全部であろうと一部であろうと、また如何なる形態であってもそのコピーを取ること
- 8. 本製品に含まれるものを全部であろうと一部であろうと、また如何なる形態であっても第三者に転売すること

## 4、デバイス等の変更

ライセンス取得者は、第1項 1.にしたがって本製品をインストールしたデバイス、デバイス内のCPUもしくはマザーボードを変更しようとする場合には、株式会社昭和書体に申し出で、株式会社昭和書体の承諾の下、有償にて本製品を使用するデバイス等を変更することができます。

## 5、権利の帰属

本製品から取り出した文字情報はもちろん、この文字情報に基づき製作されたウェート・スタイル・バージョンを変化させた文字、フォント、その他の本製品の二次的成果物及びそれらのデータについての著作権その他一切の権利は、それが適法に製作されたと否とを問わず、株式会社昭和書体に帰属するものとします。

#### 6、ライセンスの譲渡

ライセンス取得者は本ライセンス上の地位を第三者に譲渡することはできません。やむを得ない理由があって譲渡しようとする場合には、あらかじめその旨ならびに当該第三者が本ライセンス条項を遵守する旨を記載した文章を当該第三者との連名にて株式会社昭和書体に提出し、昭和書体が譲渡やむをえないものと認め、文書でこれを承諾する場合に限り許されます。

上記以外での、本ソフトウェアの全部または一部あるいは本ライセンス契約上の権利を第三者にレンタル、リースもしくはサブライセンスし、または他のユーザーのコンピュータにコピーすること、あるいはコピーすることを許諾し、もしくは黙認することはできません。

# 7、ライセンス契約の解除

ライセンス取得者が、本ライセンス契約条項の一つでも違反した場合、本契約は株式会社昭和書体によって解除されます。この場合、ライセンス取得者は直ちに本製品(本契約条項に違反してコピーを作成している場合には、当該コピーも含め)を株式会社昭和書体まで返送しなければなりません。株式会社昭和書体が同意する場合には、使用者の証明をつけて本製品及び当該コピーを廃棄処分することもあります。

#### 8、免責

この商品は、書家の書きおろした文字を直接そのまま、データ化して商品化しております。ゆえに確認はしておりますが文字の間違いがないとは、言い切れません。十分な確認をお願いいたします。また、市販の販売ソフト全てで正常な動作を保証するものでもありません。お客様が本商品を運用された結果起きた直接的損害、間接的損害についても、当社は一切その賠償の責に任じないものとします。